

議案第54号

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及びあきる野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年8月27日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及びあきる野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年あきる野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、「次の表」を「別表第2」に改め、同項の表を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「専らその職務に従事する常勤の職員の」を「職員及びその」に、「前項各号」を「第1項各号」に、「加え、第1号被保険者の数がおおむね2,000人増えるごとに、同項各号に掲げる者のうちから1人」を「、別表第1の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、

当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)に
よることができる。以下同じ。)」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則(平成
11年厚生省令第36号)」を「省令」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センター
の効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域
を一つの区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000
人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包
括支援センターに配置することにより、当該区域内の一つの地域包括支援センターがそ
れぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一つの地域包
括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから
2人とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第3条関係)

担当する区域における 第1号被保険者の数	職員及びその員数
おおむね7,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人
おおむね7,000人以上 8,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね8,000人以上 9,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
おおむね9,000人以上	専らその職務に従事する常勤の第3条第1項各号に掲げる者のいずれも1人

別表第2(第3条関係)

担当する区域における 第1号被保険者の数	職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(あきる野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 あきる野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年あ
きる野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号
イ」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。